

平成25年度福岡市こども・子育て審議会 会議録
目標2「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会（第1回）

【期 日】平成26年3月26日（水） 10:00～12:00

【場 所】天神ビル11階11号会議室

【出席者】

○委員10名

針塚会長、谷口副会長、池内委員、上田委員、柿迫委員、古賀委員、重富委員
菅委員、中村委員、松田委員

※欠席委員3名

川原委員、桑原委員、田中委員

○市関係者

河口こども部長、武藤子育て支援部長、他関係課長

【次第】

○議題 第4次福岡市子ども総合計画素案（目標2）について

（開会）

（事務局） 皆さん、おはようございます。本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、平成25年度福岡市こども・子育て審議会、目標2「安心して生み育てられる環境づくり」専門委員会の第1回会議を開会させていただきます。

私は、こども未来局こども部長の河口と申します。司会進行を務めていただきます会長が議題1で決まりますまでの間、司会進行を務めさせていただきます。どうぞ、よろしく願い申し上げます。

本審議会につきましては、福岡市こども・子育て審議会条例第6条第3項の規定によりまして、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日の目標2の専門委員会の委員は全部で13名でございますが、本日10名のご出席をいただいておりますので、本日の会議が成立いたしますことを、まずはご報告させていただきます。

（議題1「目標2専門委員会」会長・副会長の選出について）

（事務局） それでは、お手元の式次第で、本日の議題の一つ目でございます。目標2専門委員会会長、副会長の選出についてに移らせていただきます。

専門委員会の会長・副会長につきましては、こども・子育て審議会条例施行規則第8条第2項に規定がございまして、委員の互選によって選ばれることになってございます。

まずは、皆様方のほうでご推薦等のご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

〔「なし」の声あり〕

(事務局) 特にないということございましたら、事務局のほうからご提案させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(事務局) 恐れ入ります。それでは、まず、会長でございますが、こども・子育て審議会の委員長をしていただいております針塚委員にお願いしてはいかがと思っております。いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(事務局) 針塚委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、副会長には、看護学分野のご専門でいらっしゃいます九州大学大学院教授の谷口委員にお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

(事務局) 谷口委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、会長は針塚委員、そして、副会長は谷口委員にお願いしたいと思います。

それでは、針塚委員、谷口委員、前の会長席、副会長席へご移動をお願いいたします。せっかくでございますので、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(会長) ただいまご指名いただきました針塚でございます。どうぞよろしく願います。

この目標2の専門委員会は、「安心して生み育てられる環境づくり」ということでございます。環境づくりは大変いろいろと多岐にわたっておりますが、皆さんご承知の先般起こりました、いわゆるベビーシッター問題のように、子育てのお母様方は大変であること、これも一つの環境の問題だと思っております。このように非常に難しい問題があるかと思っております。

また、素案にはいろいろと内容が盛り込まれておりますけれども、皆様方のご協力をいただきまして、有意義な審議ができますようご協力をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしく願います。(拍手)

(事務局) では、谷口副会長、よろしくお願いします。

(副会長) 皆様、今日のご推挙いただきまして、ありがとうございます。九州大学の谷口と申します。

「安心して生み育てられる環境づくり」については、専門としていますし、福岡県が、女性や子ども、それから、家族がほんとうに安心して生み、次世代を育てられる一番いい環境のモデル県となれるように、針塚会長とともに頑張れたらと思いますので、皆さん、ご支援よろしくお願いいたします。(拍手)

(議題2 第4次福岡市子ども総合計画素案(目標2)について)

(会長) それでは、早速ですが、議題2、第4次福岡市子ども総合計画素案(目標2)についての審議に入らせていただきます。

2月に開催されました第2回審議会では、子どもに関するデータやニーズ調査の速報値、また計画素案の概要について事務局からご説明いただきました。計画の総論や全般的なことについて、本日は皆様方にご審議いただきたいと思います。また、それと同時に、本日は専門委員会でございますので、全体的ということよりも目標2の内容のご議論をと思っております。

最初は、ニーズ調査の自由意見概要について、次に、本専門委員会が所管する目標2の内容について事務局よりご説明いただき、その後、委員の皆様から目標2に関するご審議をいただきたいと考えております。時間は12時までを予定しております。できるだけ円滑、しかしながら有意義な審議をいただきますようお願いいたします。どうぞ、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、事務局からの説明をどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局より説明)

- ・議題資料2 第4次福岡市子ども総合計画素案(目標2)
- ・参考資料1 福岡市子ども・子育て支援に関するニーズ調査、
青少年の意識と行動調査 自由意見
- ・資料の修正説明

「い〜な ふくおか・子ども週間」賛同企業数・団体数につきましては記載ミスでございますので、削除願います。また、4つ目の都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業につきましては、市住宅供給公社が民間から借り上げている特定優良賃貸住宅のストックを活用し、新婚・子育て世帯を対象に家賃助成を行い、居住支援をしている事業でございますが、借り上げ期間が段階的に終了することに伴い、平成31年度で終了

することが決定しております。目標値を設定することになりましたので、こちらも削除をお願いします。なお、都心部新婚・子育て世帯住まい支援事業につきましては事業目標からは外しますが、平成31年度までの事業終了までは実施してまいります。

(会長) ありがとうございます。

非常に多岐にわたって、大きく7項目に分かれておりますが、どの部分からでも結構でございますので、ご意見をいただきたいと思えます。どうぞ、よろしく願いいたします。それから、調査のご報告もいただきましたので、その点についてご質問いただいても結構でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。どうぞ。

(委員) 今、第4次福岡市子ども総合計画についてご説明いただいた部分で、50ページの障がい児保育のところです。保育に欠け、発達におくれがある子どもを保育所に受け入れという部分なんです。保育には欠けないけれども、発達におくれがある、幼稚園に行くお子さんとかについてはどこの部分になるのでしょうか。ここは、幼稚園ではなくて、保育園の事業ということでもいいんですか。

(会長) いかがでしょう。どうぞ。

(事務局) そちらは目標1になります。ページをめくっていただきますと、38ページの(2)療育体制の充実強化のあたりが幼稚園に行かれていますお子さんとか、西部療育センターや東部療育センター等に外来療養という形で月に2回ぐらい来ていただいて、支援させていただいているところです。

(会長) ということは、今のご質問については、保育園に関してだけということですね。

(委員) なので、幼稚園に関しては目標1のところでご質問させていただければいいということですか。わかりました。

(会長) よろしゅうございますか。

(委員) はい。発達におくれがある普通の幼稚園に行っているお子さんはどのようにフォローされているのかと思ったものですから。では、目標1のところ、また尋ねさせていただきます。

(会長) よろしくお願いたします。ありがとうございます。

どうぞ。

(委員) 前回いただいた参考資料2に子ども・子育て支援に関するニーズ調査の集計結果の概要版がございまして、その中の18ページに子育ての意識というのがあります。そこで、前回調査と今回調査を比較して、子育てを楽しんでいる比率が増えたと触れてあるわけですが、その件に関して伺いたいと思います。

現在、福岡市では乳幼児健診をされていると思いますが、乳幼児健診は4カ月と1歳半と3歳とされていると思います。そのときに、母親へのアンケート調査として、現在の子育ての状況等とか、意識とか、そういうことを調査されて、それに基づいて助産師や保健師が問診して、今、ご質問があったようなグレーゾーンの子どもたちを見つけるといったことになっていると思います。その中にも、たしか、これと同じような子育てが楽しいという質問項目があると思います。それとの関係で、福岡市はずっと以前の昭和30年代、40年代から乳幼児健診をされていて、そのデータの蓄積があると思うんですが、そういったものとこれとの比較をされたことがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

(会長) よろしゅうございますか。どうぞ、よろしくお願いたします。

(事務局) 母子保健も担当しております、平成6年に問診項目を見直ししましてから、母親に対して子育てが楽しいですかというアンケートを取り入れています。今回の分の数値目標として、47ページをごらんいただきたいのですが、成果指標のところ、4カ月児健診時アンケート調査に「育児に心配がある」「疲れる」「楽しい」というのを上げております。これについて、「楽しい」というのはどんどん増えているんですけども、保健師や医師の見立てで心配があるというケースが増えています。そこについては、親の印象と支援する側の印象が若干違うところがございます。以上です。

(委員) それで気になるのが、「楽しい」に丸がつく理由なんです。昔、同じような商売をやっていましたが、話として考えられるのが、このところがなぜ「楽しい」なのか。

現在、福岡市は保育所の整備を盛んにされていて、今年の4月1日では全員入所させるということで進めておられます。そういうことで保育所に子どもさんを預けていく、そうすると、昼間は子どもさんをずっと預かる、だから、子育ての一番大変な部分を母親が経験しないままなのではないのかという議論を昔聞いたことがあるんです。

ですから、保育所の入所の整備の数とここのところの相関関係について分析が必要ではないかと私は思うんです。結局、現在の子育てに対して何が不足しているのか、何が足りないのか、そういうことについて行政が持っておられるデータをもう少し横につなげて有機的に比較して分析されると、施策の方向性も少し変わるような気がするんです。

今、私ども福岡市社協では、区役所の職員に対してルートセールスをかけるという指導をしているんです。ルートセールスというのは、今、市内各地に保育所、特別養護老人ホーム、障がい者施設などがたくさんありますが、その地域に施設が持っている機能がどれだけ還元されているか。例えば、博多区社協では、子育てサロンが博多区内にあるときに博多区内の幼稚園・保育所に声かけを行って、子育てサロンに対して幼稚園・保育所からの職員の派遣をお願いして、いろいろなことで子育てに対する支援などをやっています。同じように、特別養護老人ホームに関しては、東区社協では、高齢者のサロンに対して特養の職員を派遣するといったことで、地域関係もいろいろとやっているわけです。

要するに、単なる親子関係だけではなくて、「楽しい」について、なぜ「楽しい」かを分析することによって、哲学的な話になるかもしれませんが、もう少し施策の方向性が変わってくるのではないかという気が前々からしているんです。なかなか難問だということはわかるんですけれども、意見として言わせていただきたいと思います。

(会長) ありがとうございます。どうぞ。

(事務局) このニーズ調査の分析については、今、中村学園大学の佐々木先生にお願いしておりますので、「子育てが楽しい」が9割に増えている背景等についてお尋ねしたいと考えます。よろしく願いいたします。

(会長) 委員、よろしゅうございますでしょうか。

(委員) はい。よろしく願いいたします。

(会長) では、先に委員から。

(委員) 50ページの主な事業のところ、実際、こういった事業のことが書いてあって、こういうものを実施しますとありますけれども、具体的にはどのように考えているのかわからないんです。例えば、今年度、幾つかの保育園で延長保育が増えたところもありますし、休日保育をしていただけたところも増えたと思います。病児預かりについて

は、博多区では病院が一つ撤退されたので、お母さん方は次に増えることを心配されています。学童保育の時間も、休みのときの朝8時半というのは、お母さん方にはとても厳しいんです。私はファミリーサポートセンターのアドバイザーもさせていただいているんですけども、夏休み、冬休み、春休みの8時半は間に合わない、会社は9時には始まるのに8時半に子どもを行かせるのは厳しいということで依頼されることが多いんです。

ですから、具体的にどうされていきたいのか。何回か話し合いに来させていただいて、大きな枠組みは何となくわかるんですけども、ここでどういったところが具体的に決まっていくのか不安に思っているんです。せっかく、この立場で意見を言わせていただけるようになりましたので、具体的に、例えば、学童保育の時間について、先生を配置させていただいて朝は7時半からにするとか、そういったことが決まりつつあるのか、何年度かを目標にこうしていきたいとされているだけなのか、その辺についてお聞かせいただけたらと思います。

この目標2は地域で子育てということですけども、子どもは地域で育てないと厳しいものがあるということは、我が子の子育てで実感しております。地域の方に子どもは育ててもらっています。地域の方の声かけとか、地域の方に子どもたちを守ってもらっているので、そういった意味では、ファミリーサポートでできるところもたくさんあるんですけども、もう少し具体的にわかれば、お母さんたちも具体的にどうやっていったらいいのかという子育てに対するビジョンを持てるのではないかなと思うんです。その辺について、もう少し具体的にどう考えてあるのか教えていただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

(会長) ありがとうございます。

これは計画案なんですけれども、実行化してくるときに、どの辺まで考えられるのかということですが、よろしく願いいたします。

(事務局) 資料の7ページ、8ページを見ていただきたいと思います。こちらが、現計画の目標事業量成果指標という形になっています。この審議会でいろんな委員の皆さんのご意見をいただき、このような目標事業を設定して、5年後までの目標を立てて事業を推進していくこととなります。例えば、先ほどのように学童保育の時間延長等についてご意見があれば、皆さんからご意見をいただいて、それを施策に盛り込むという形で進めていくという流れになるかと思いますので、たくさんのご意見をいただければと思っています。よろしくをお願いします。

(会長) 委員、どうぞ。

(委員) では、時間等について、これぐらいがいいのではないかと具体的な意見を言える場というのは、今後、出てくるのでしょうか。

(事務局) 学童保育については、目標3のほうで委員会がありますので、こちらのほうでさまざまなご意見をいただくことになろうかと思えます。

(会長) よろしゅうございますか。

学童保育もそうですが、50ページにあるような目標2にかかわる主な事業でも、これを具体化していくのにどのようなプロセスがあるのかというご質問でもあると思えます。まずは、計画の段階で綿密なことを入れられればいいのではないかと思います。ですから、ご意見をいただいたらいかがでしょうか。

それでは、委員、どうぞ。

(委員) 私のほうから意見というか、質問です。私どもが行っていることは、「目標2、安心して生み育てられる環境づくり」という枠の中になると思うんですが、今、国で進められている子ども・子育ての制度設計は、最終段階ではまだはっきりした形にはなっていません。地方版子育て会議と言われるものが全国各地で開かれていて、福岡市ではこのような形でやっていたらいいと認識していますが、私ども民間保育園の基本的なスタンス、立場について、どこかでももう少し明確にしていきたいというのが一つあります。

第1回の総会の際にも発言させていただいたんですけども、国が今度進める子ども・子育て支援新制度の中での行政が関与した利用手続という一つのペーパーがあります。このシステムは、いわゆる施設型給付で、基本的には保護者に対する個人的給付を基盤とする法定代理受領の仕組みとするとあります。保育料等については、施設が利用者から徴収するというのが基本とされています。

しかしながら、民間保育園に関しては但し書きがありまして、「私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育園に対して委託料を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する」とあります。いわゆる、他のシステムと保育園の運営形態では子育て支援をやっていく上での形が違うんです。保育の実施義務は市町村が負っているわけで、保育料の徴収についても市町村と保護者が契約するという委託関係、そして、保育料徴収も市町村がするという形で、ほかの場面と全然違うんです。その辺について、そういった

文章なりをどこかに盛り込んでいただけたら、もっと市民にわかりやすくなるのではないかと考えています。

例えば、49ページの1の(1)のポツ1のところに「体制を確保します」とありますけれども、その後ぐらいに「民間保育園に関しては、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務が市町村にある」といった表現をどこかに盛り込んでいただけたらと思います。市民にはこの辺はわかりにくいので、その辺を明確にいただけたらいいのではないかと考えています。よろしくお願ひします。

それから、就学前の子どもの育ちの部分で、保育待機児童の問題とか、いろんな保育政策が大きなウェートを占めていて、中心になるのではないかと考えています。今、国が進めている待機児童対策なり、需給の問題で言えば、幼保連携型認定こども園を国が推奨しているように見受けられます。待機児童の多いところについては、福岡市でも新設園の確保とか、増改築とかを進めていただいて、いろんな形で一生懸命やっていたらいいんですけれども、例えば、需給の問題でどうしても足りないということがあったとき、認定こども園に対する扱い、位置づけについて、どのように考えておられるのか。今すぐの話ではないですけれども、将来的にはどのような形で今後考えていかれるのかお伺ひしたいと願ひします。

また、幼保連携型認定こども園、幼稚園の活用とかを考えていらっしゃると思いますけれども、需給バランスの問題だけではなくて、需給バランスの問題が足りた後、例えば、幼保連携型認定こども園がひとり立ちしていく流れの中で、それ以降について、国のほうでは、そちらのほうを進めなさいということが、あちこちの文章の中にあるんですけれども、福岡市では、そういう施策を需給バランスとは関係なしにとられるのかどうか、その辺の長期的な部分のスタンスあたりも一度お伺ひしておきたいと願ひします。よろしくお願ひいたします。

(会長) 大きくは二つあると思いますが、一つは市の保育園に対する責任と願ひしますか、そこら辺の文言についてどうするかという話でした。

事務局のほうはいかががございましょうか。どうぞ。

(事務局) 子ども・子育て支援新制度の趣旨といたしましては、まずは、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供というのが、掲げられています。今まで、どちらかというところ、幼稚園は文科省、保育所は厚労省ということで、別々に進められてきたのを、内閣府において、今後は子ども・子育て支援制度で一体的に提供していきましようというのが、今回の国の趣旨だと考えております。

ただし、児童福祉法第24条の中で、これまでどおり自治体が保育所で保育しなければ

ならないとされております。その明記については、ご提案いただきました49ページの中でさせていただくのか、ほかの場所がいいのか、事務局のほうで持ち帰らせていただきまして、記載を検討させていただこうと思っております。

(会長) はい。それから、認定こども園の方向性について、何かご意見やお考えがありましたらお願いいたします。

(事務局) 先ほどいただきました認定こども園については、現在、ニーズ調査の分析を行っているところでございますが、保育のニーズはこれから先もかなり増えそうです。それで、その整備を行うときには、さまざまな手法を使って整備していかなければいけないのではないか。どれかだけの施設、特定の施設だけという形ではなくて、いろんな手法でやっていかなければいけないのではないかと考えているところです。以上です。

(会長) 委員、いかがですか。今のところ、明確な方向性はなかなか出しにくいというご趣旨だと思いますけれども。

(委員) 私どもの提案というか、意見として、そのように申し上げておきたいと思えます。

(会長) わかりました。
ほかに。委員、どうぞ。

(委員) 大変たくさんつくっていただいているわけですが、福岡市として子育てを支援していく中で、今回、事業名であるとか、事業概要が書いてあるわけです。多分、これはこども未来局だけではなくて、男女共同参画であるとか、いろんなところがかかわってやっていかれるんだと思いますが、事業概要に対しての責任と言うか、担当が明記されていないので、できましたら、この事業概要の横に担当部署を書いてください。もっと言えば、これを組織図でどういう形で進めていくかが全く見えなくて、かなり分散しているように見えます。これを全体でやるのであれば、組織図か、それとも、事業概要の後に担当部署をお書きいただけるとありがたいということが一つです。

それから、施策の方向性というところに成果指標と事業目標があります。これは大きく何か違うのかというのが二つ目の質問です。以上です。

(会長) では、第1点目からよろしくお願いいたします。その事業の担当部署を明記で

きるのかどうかです。よろしく願いいたします。

(事務局) 事業担当課につきましては、前回お配りしておりました事業一覧という表に全ての担当部局、局名も書いておりました。この素案のところにも担当課を書いたほうがいいというご意見でしょうか。

(委員) もっと言わせていただくと、では、全体の責任は誰がとる形になるんですか。市長が上にいらっしゃるわけですが、この子ども全体に関する責任者はどなたになるんですか。

(事務局) 市長ということになるんですけれども、資料の26ページに「計画の推進」と書いております。子ども総合計画ですから、こども未来局だけでやれる話ではございません。さまざまな関係局が一緒になってやっていこうということで、26ページに推進体制に、全市での推進とか、地域における連携、市役所内での連携について書いております。特に、市役所内では、保健福祉、教育、コミュニティ、住まいづくりなどを関係部署として書かせていただいているところです。

(会長) よろしゅうございますか。

(委員) 横のつながりがあまりないように思えるものですから、できましたら、ここに書いてありますように、しっかりした連携でやっていただきたいと思います。

(会長) はい。では、どうぞ、委員。

(委員) 今の委員の意見に関連すると思うんですが、企業の立場から言わせていただきます。主に企業の関係で役割が書いてあるのは、56ページの「仕事と子育てが両立できる環境づくり」のところだと思いますけれども、非常に記述が少ない、事業が少ないと思います。多分、これは子育て関係ではない部局が入っているからで、ここには担当部局をちゃんと入れてもらいたいと思います。それが一つです。

これからの子育ての問題において男女が共同して育てられる仕組みをつくるときに、何が女性が働き続けることの障害になっているかをきちんと押さえなければいけないと思います。精神論は書いてあるんです。男女共同での子育て意識を高めるとか、父親の育児参加を促進するためとか書いてありますけれども、これはずっと前から言われているのに20年ぐらい何もできていない状況で、このままだと何も変わらないと思います。

多分、専門の部局ではもう少し突っ込んだ議論が行われているはずだと思います。

基本的な問題として、このような問題の解決があまり進まないのは、長時間労働の問題があって、男はずっといつまでも働かなければいけないということと、もう一つ、男女の役割意識があると思います。これについては最初のところに書いてあって、書き方がよくわからないんですけれども、47ページのところに成果指標として「男女の固定的な役割分担意識の解消度」と書いてあるだけで、ほとんどこれは具体的な分析が行われていないような気がします。このあたりをもう少しきちんと突っ込んでいかないと、いろんな問題が解決しないのではないかと思います。特に、保育園の整備などの物的なものについては、当然、足りなければやっていかなければいけないわけです。だけど、それだけでは進まない問題があるんだと思います。それが、この男女共同参画と言われるような問題だと思います。

それから、病後児の問題について地域で解決しましょうという論調になっているんですが、ほんとうに地域で解決できるんでしょうか。理想論としてはあるかもしれないですけれども、この前のベビーシッターの問題でも、ほとんどインターネットでやっていて、あれは地域とは全然関係ないわけです。そこの安全が全く保障されていなかった。そこはNPOや企業といった団体が責任を持つ体制をつくっていかないといけないと思います。主な制度はきちんとできていて、そういうこと目標はきちんと書いてあるんですけれども、いざ、困ったときにどうするのか、そのときの安全はどのように担保されるのかというところが全体として抜けているような気がします。

特にベビーシッターの問題は最近出てきた問題で、命にかかわるような問題ですし、一番困るのは、多分、そこだと思うんです。女性が働いて、男はそういうことを何もしないととなると、探しまくる、そういう人たちは福岡市にも随分おられると思うんです。そこが保障されていれば、ふだんは保育園、または認定こども園ができれば、そこに行くことになると思いますが、通常の状態ではないとき、特に病気のときの対応がきちんと書かれていないと、総合的な計画とは言えないのではないかという意見を持っています。以上です。

(会長) ありがとうございます。

とりわけ企業との連携のところで男女共同と書かれていますけれども、今のところはいかがでございますか。とりわけ、ご指摘いただいた56ページの男女共同参画について、「仕事と子育てを両立できる環境づくり」のところの担当はこども未来局だけではないだろうというご指摘でございますが、いかがでございますでしょうか。この辺はどのようにできるのかという。

(事務局) 今、委員がおっしゃられたとおり、男女共同参画についての取り組みというのは、これまで、まずは固定的な性別役割分担意識を解消するとか、ワーク・ライフ・バランスに向けた働き方、生活の仕方に変えるといった意識の啓発のところを重点的に取り組んでいたところです。そうした取り組みの中で意識調査も定期的にやっております、市民の意識感覚についてずっと動向を把握して、その改善に向けた取り組みとしてセミナーや講演会、そういったことを中心にやっていました。

しかしながら、おっしゃられたとおり、実際に企業での男性及び女性の働き方を見直す、変えるためには、どのような働きかけが必要かということで、バリアにもっと具体的に突っ込んで、解消に向けて取り組んでいこうという動きを、近年、始めているところです。57ページ、58ページの主な事業にも、そういったここ一、二年で取り組み始めたような事業について、事業名や事業の概要のところになんとか書いてありますが、さらに実際に企業、あるいはそこで働いていらっしゃる従業員の方と具体的な方策について調査研究していく。福岡市の場合、中小企業が多い現状があつて、業種や規模、業態によってさまざまな課題があるようですので、それを一つ一つ実際に一緒に考えて、その解消に向けた取り組みをこれからやっていこうと考えているところです。

(会長) ありがとうございます。

よろしいですか。委員、いかがですか。

(委員) 関連してですか。

(副会長) はい。

(会長) では、どうぞ。失礼しました。

(副会長) 男性が育児に参加するという意識は、今、すごく高くなっているんですけども、結局、実際のお父さんたちの育児休業の取得率はすごく低いんです。それが大きな歯どめになっていて、なかなかできないんです。そこに対して企業や行政が育児休業を進めるようにしていかないと、意識は高くなっても、なかなかとれなくて、そこが大きな問題だと思うんです。欧米に比べますと、日本は、出産後の母親の産後休暇、育児休業はあるんですけども、男性の育児休業はすごく低いんです。なかなかそこが進まない。それには経済的なことが一つの大きな問題になっていて、そこを解消しなければ、なかなか男性の育児参加は無理ではないかと思っております。いかがでしょうか。

(会長) 委員、いかがでしょうか。

(委員) 今の男女共同参画の立場からのお答えはそのとおりだと思いますので、ここに具体的にどこまでやりますということを書き込んでもらうほうがいいと思います。今、委員から言われて初めて、それが全然違う部局だとわかりました。でも、ここにはおられるということですから、きちんと書き込まれるといいと思います。

ベビーシッターの問題はどうでしょうか。これは、そういうところよりも、NPOや、そういうことを扱っている企業との連携について、何か考えられる方策はないのでしょうか。

(会長) おそらく、保育所には多様な形態があって、時間外とか、プライベートなところまでやっているところもあります。この前の事件も、プライベートはあるんだけど、時給が高過ぎるんです。ですから、お母さんの収入に見合わないの安いところを探しているわけです。結局、その辺のバランス、経済的な問題が背景にありますね。

どうぞ。

(委員) 済みません。私どもの会社はベビーシッターの事業もしておりますので、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

実質的に、ベビーシッター会社というのは、クライアントとベビーシッター契約は全部会社がやります。そういう意味では、働く人と利用する人の間には関係がなく、企業が責任を持ってやるということで料金的には高いわけです。ただ、今回のインターネットの中でのものは、直接ということでございますので、責任がお互いにあるという意味で、私どもが思っているのは、便利さを安心・安全より優先したところが今回の大きな課題だと思っております。

そういった意味では、今度子ども・子育て支援新制度については、そういったベビーシッターも連携の中に入っておりますので、できましたら、市とはそちらのほうも連携をさせていただけたらと思っております。

(委員) そう思います。

(会長) ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

(事務局) 先ほどののは、親御さんのご病気のときということですよ。

(委員) はい、そうです。

(事務局) 50 ページに書かせていただいている、事業的には下から四つ目に子どもショートステイ事業というのがございます。これは、特に福岡市だけがやっているわけではないんですけれども、基本的に児童養護施設のほうにお願いしまして、そこでお預かりいただくという形になります。基本的には1週間ということになっているんですけれども、最長2週間までいいし、逆に、入院とかでもっと長くなるのであれば、今度は措置として児童相談所が関与しまして、お子さんを正式にお預かりする形もとれます。

ただ、児童養護施設の場所といった問題もあって、身近な自分の行動範囲のエリアでお預けできる場所がまだなかなかできておりませんので、我々としても、今後、このショートステイについては課題だと認識させていただいております。国も、47ページにある事業目標の必須項目の中で、子どものショートステイ事業については自治体も見込んでやっていくようになっておりますので、こういったものとあわせまして、ショートステイ事業も充実させていきたいと思っております。以上です。

(会長) はい、どうぞ。

(委員) 先ほど言われましたショートステイや一時預かり事業について、よくお母さんが相談に来られるのは、申し込みに行ったけれども、いっぱい入れないということなんです。とにかく、「いっぱい入れない」といつも言われます。一時預かり事業にしてみても、病児保育にしても、入れなかった、入れなかったからどうしたらいいんだろうということ、今回の事件は簡単にお預かりできる場所にお預かりしてしまっただけではないかと思えます。

ファミリーサポートセンターにしても、1回登録する必要があります。きちんとシステムを知っていただいた上でということ、先ほど委員も言われたように、ベビーシッターにしても、きちんとお互いを知って、お互いの責任のもとということ、しっかりお互い同士が話し合う時間が持てるということがあると思います。

やってあげます、こうしてあげますとガイドには書いてあるんですけれども、書いてあるから頼みに行ったのに、もう入れません、いっぱいですよという一言だけで、じゃあ、ファミリーサポートに行ってください、どこどこに行ってくださいという形で相談しに来ましたという方が非常に多いです。ですから、できれば、もう少し人数を増やしていただきたいと思えます。身近なところにつくるは難しいかもしれませんが、もう少し何か所か増やしていただくなり、その一つ一つの人員をもっと増やしていただきたい

と思います。

そして、相談に行ったときにスムーズに行けるようにしてください。相談したときに、この書類を持って来てください、これが要ります、何でもこうなんですか、どうしてこうなんですかと言われる。ほんとうに1日だけ、この日だけ助けてほしい、でも、その日のために、いろいろなことを根掘り葉掘り聞かれる。聞かれるのは当たり前なんだろうけれども、その聞かれ方とか、そういうところでお母さん方は、あんなに言われるんだったら別に頼みますということと言われる場合もあります。聞く態勢についてもですし、もう少し人数的にも増やしていただけたらと思います。

「できます」と書いてありますけれども、ここには人数の制限がありますとは書いていません。病児預かりについては、前までは5人から10人という枠がありました。今回は、5人から10人という枠もなくなって、10人以上見ていただける病院も増えていると思いますし、もう少し詳しく、わかりやすく、入れないときに、お母さんたちが次にどこに行ったらいいんだろうというところまで教えてあげられるといいのではないかと思います。

こういうものがありますと言われるけれども、実際にはお願いしたいときに入れられない状況がたくさんあると思います。例えば、インフルエンザがはやったときには、病児は多分無理だから、あそこは5人だから、あそこは10人だけでもう行っただけでいっぱいだったからということであきらめてしまう。そして、仕事を休むのに、休んだら首になります、あと1日休んだら私は首なんです、そしたら、保育園もやめさせられますと言って泣きついてこられる方も結構おられます。もう少しこの整備を増やしていただけたら、お母さん方も安心して働けるし、お父さんもお迎えに来れる時間とかができるのではないかと思います。

ちょっと話をごちゃごちゃしてしまいましたけれども、よろしくをお願いします。

(会長) 計画で、もっと明確にさせていただくという。どうぞ。

(事務局) 病児保育については6ページをごらんください。前回の計画で11施設から16施設に増やしまして、昨年度でいきますと、年間約2万人の方をお預かりしているところでは日本1位です。横浜市が約1万4,000ですので、病児保育は日本一進んでいます。これは、小児科の先生方が非常に頑張ってくださいまして、平成8年度から小児科の先生方からこれをやろうと言われて、市も協力してやっているところでは。

ちなみに、今回のニーズ調査で行きますと、預けたかったけれども預けられなかったという方は35%です。これは、結構評価していただいていると私たちとしては考えてい

るところです。あと、施設間で、うちはインフルエンザのA型を扱っていて、別の施設でB型を扱っているからそちらのほうにどうぞとか、うちは預かれないけれども、あちらはどうですかということはやってございますので、若干、自分の印象と違うというところがあります。

ただ、病児保育のニーズは今後もございますので、来年度2カ所増やしたいと思っておりますし、今後も充実する方向で考えていきたいと思っております。以上です。

(会長) どうぞ。

(事務局) よろしいですか。今、担当課長が回答いたしました。半分は自慢話で言いわけみたいに聞こえたと思いますので、まず、おわび申し上げたいと思います。

実際に、病児扱いをするときに断られる実態があるという委員としてのご意見でしょうから、それは真摯に受けとめまして、そういった場合にどうするかについて我々は当然考えなければいけないですし、それが物理的にできないのかについてもきちんと検討を加えなければいけないと思います。また、この計画の中に、それに対する第2段階、第3段階として、危機管理に基づく施策をどのように反映させていくかは、当然、今後考えていかななくてはならないわけです。

今の30%は少ないのではなくて、当然30%もいるという発想になるでしょうから、それはおわび申し上げたいと思っておりますし、そういった数字をできるだけ減らすことと、第2段階、第3段階のステップを踏めるように改善していきたいと思っております。

(会長) どうぞ。

(委員) せっかく、ホームページもありますので、はやっている病気があるときとかは、今、病児保育の預かり状況はこんな感じですよといったことをホームページでリアルタイムに流していただくとかすると、もう少しお母さんたちの目安にもなってくるかと思えます。ほんとうに病児保育の先生方にはすごくよくしていただいて、私も一回、病児保育のお迎えに行ったんですけれども、ここはインフルエンザの部屋、ここは水ぼうそうの部屋という形で病気ごとに部屋が分かれていたりして、すごく工夫されているのがわかりました。そのように手を挙げていただいている小児科の先生たちがもっと増えていったらと思います。そのためには、福岡市のほうで助成とかをしていただけたら、そういうところも増えるのではないかと考えております。今後とも、よろしく申し上げます。

(会長) ありがとうございました。

今、ご提案いただきましたことは、目標の中の7番に「子どもや子育て支援に関する情報提供」というところがありますので、そのようなところにもう少しそういった細かな情報を盛り込んでいくと、市民の方は便利になるのではないかとこのご提案だと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

はい。どうぞ、課長。ちょっとお待ちください。課長さんからお願いします。

(事務局) 済みません。ちょっとお答えしていない部分がございますので。

まず、先ほどの素案に担当課を書く分なんですけれども、5年間の計画ですので、組織名とかがかなり変わってきます。それで、計画には書かないということになっておりますので、事業一覧表等に明記していきたいと考えております。

それから、事業目標と成果指標の整理ですけれども、事業目標についてはアウトプットとして、具体的な事業の実施について書かせていただいております。成果指標は、その成果についてです。主に、意識調査やアンケート調査とかが多くございますけれども、そういった成果について成果指標として整理させていただいております。

それから、先ほどの男性の育児休業者の話がありましたけれども、行政が率先すべきところもございますので、福岡市役所の実情だけご報告しておきます。平成22年度の福岡市役所職員の男性休業者は9名、それから平成23年度が8名、平成24年度が7名です。福岡市としては5%を目標にしておりますけれども、依然として2%から3%という実情です。以上です。

(会長) ありがとうございます。では、課長、どうぞ。

(事務局) 済みません。ただいまの男性の育児休業取得率のお話に関してです。今、課長が説明しましたとおり、正確な数字として把握しているのは福岡市役所の男性職員の育児休業取得率になるんですが、全国的な調査において男性の育児休業取得率が低いということがどこでも出ていますし、皆さん、おわかりだと思います。ただ、その理由について、制度的なものなのか、どのような原因なのかまで掘り込んだ調査は行われてなくて、明確に把握されていないのではないかと考えております。

今回、そういったことも踏まえまして、平成26年度に、男女共同参画課のほうで、男性・女性両方含めて、市内の労働者の働き方に関する実態調査を約10年ぶりに行う予定です。この調査の中で、実際の市内の企業における育児休業取得率や取得状況、それに関する課題や問題意識、そういったことも含めて、まずは把握しようと考えています。

(会長) ありがとうございます。はい、どうぞ。

(副会長) どうもありがとうございました。

市役所職員の方々もこのパーセンテージということであれば、一般の企業はまだ低いはずですが。そういうことになりますと、とりなさい、とりなさいと言っても、経済的なところがすごくあると思うんですけども、なかなかとれないわけです。

私は、前、ホノルルに住んでいたんですけども、かの地で日本のお父さんたちが出産のとき仕事をしていると、何で君は仕事なんてするんだ、今、妻が陣痛で苦しんでいるんだろう、早く行ってあげなさいというように、職場を挙げてみんなが言ってくれるわけです。日本の男性には、それはおかしいのではないかという風習がありますので、そのようになっていると思いますけれども、向こうでは、早く行ってらっしゃいと言われて、出産についてあげて、そして、産後もとります。

それから、産後はすごくフレキシブルな時間帯で仕事をするのが可能です。家に帰って一緒に食事をして、また夕方仕事ができるとか、育児のときには企業がそのように環境を整えてくれます。子育てをしている日本のカップルに意見を聞きますと、子育てのとき外国はすごくよくて、自分たちにはサポートしてくれる家族が誰もいなかったけれども、社会がそういうことをしてくれたので、とても育児がやりやすかったという意見がたくさんありました。

ですから、企業の方々にもご理解をいただいて、男性が育児に参加し、また仕事もフレキシブルにできるような、そして、経済的にもあまりマイナスにならない、子育ての期間だけでもそのようになったらと思っています。よろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。

先ほどのことですけれども、商工会議所などとタイアップしてやると、もう少し具体的なものが出てくるのではないかと思います。ぜひ、この辺の計画などについてもご協力いただけたらいかがでしょうか。どうぞ、よろしくお願いいたします。

では、ほかのことでいかがでしょうか。どうぞ、委員。

(委員) 済みません、先ほどの話に戻って申しわけないんですが、私が先ほどから概要の担当について言ったのは、「全部推進します」「支援します」で終わっていて、こちらに数値目標が全くないわけです。この成果指標と事業目標のところだけ数値があるものですから、7項目あるのであれば、一つずつでも成果指標か、事業目標か、何かの数値が必要なのではないかという気がするんです。しつこくて申しわけないんですが、そこはいかがでしょうか。

(会長) どうでしょうか。どの辺まで追い込めるかということだと思いますが。

(事務局) 数値目標を掲げる事業としては、先ほどの現行の計画で言えば7ページになりますけれども、目標事業量として5カ年の数値目標を置いていくことになります。具体的に、こういう事業については数値目標を置いたほうがいいのではないかといったご意見があれば、事務局のほうで検討してまいりたいと考えております。

(委員) ありがとうございます。

(会長) それでは、どうぞ、委員。

(委員) 二つ質問があるんですけれども、一遍にいいですか。

一つは、先ほど課長がおっしゃってくださっていたショートステイの件で質問と意見がありますので、お尋ねいたします。ショートステイは児童養護施設等と書いてありますけれども、今現在、ショートステイできるのは児童養護施設だけなんですか。児童養護施設に子どもを連れていくというのは、場所の問題もありますし、児童養護施設はすごく数が少ないので、子どもを預けたいというお母さんには非常にハードルが高いのではないかと思います。難しいでしょうけれども、例えば、ファミリーサポートみたいな感じで、ファミリーサポートの会員の中に、私は二、三日だったら預かれますという方を増やすとか、そのようにはならないものなんですか。多分、児童養護施設までとなると児童相談所までかかわってくると思うので難しいとは思いますが、ショートステイは虐待の予防や防止に非常にいいシステムではないかと思っておりますので、もう少し使いやすい方法はないのかと思ってお尋ねいたします。

(会長) 1点ずつよろしいですか。

(委員) はい。

(会長) では、お願いいたします。

(事務局) おっしゃるとおりで、児童養護施設等と書いていますが、今、児童養護施設と乳児院を指定しています。現在、市内の5カ所をショートステイ先としてご紹介させていただいておりますが、基本的に定員の枠があって、今、入所しているお子さんの幅でしか入所できないことや場所の問題等がありまして、いっぱいになっています。この

制度そのものはそういった形でやっています。おっしゃるような別な形とかも、当然、考えられると思いますので、それはまた子育て支援の方策としてそういったものが可能かどうかも含めて検討していかなければいけないと思っております。

今、ショートステイについては、里親の方もできるようになる方法もあります。ただ、単独でいっぱいという話ではないんですけれども、そういった方策も我々としては研究させていただいているところでもあります。おっしゃるとおり、東区とか、西区のちょっと外れたところにしかございませんので、連れていくとなると負担がかかることは認識しております。

それと、先ほどお答えできなかったんですけれども、窓口で不快な思いをされる場合があるということですので、それについては計画とは別の形になりますけれども、私どものほうから注意させていただきたいと思っております。区役所の窓口だと思いますが、十分注意しているつもりなんでしょうけれども、聞くお母さん方からすれば、非常にづらいことがあるということですので、それについては、私どものほうから区のほうに注意させていただきたいと思っております。

以上です。

(会長) では、委員、もう1点。

(委員) 済みません、それに対して、もう一回質問なんですけれども、ショートステイというのは、養護施設、乳児院、里親ということでしかなくて、さらに受け皿を広げることは今の段階では難しいということでしょうか。

(会長) お願いいたします。

(事務局) 基本的には、お子さんをお預かりしますので、きちんとした体制でないと、預ける側もなかなか厳しいのではないかと思います。なぜ、養護施設かという、基本的に24時間お子さんをお預かりする専用の施設ですので、そこにお預けいただくと安心ということもありまして、可能かと思っております。もし、仮にほかの施設をつくるのであれば、それなりの施設プラス職員体制をとらなければいけなくなりますので、新たなショートステイ専用施設については今のところ考えられない部分があります。さまざまな方策を考えながら、当然、お子さんの安全を第一に考えながら、施策を推進していかなければいけないと思っております。

(委員) 児童養護施設は、男子と女子に幼児から分けられたりするので、きょうだい児

とかを連れて行った場合、例えば、1週間預けるにしても、ばらばらになったりするじゃないですか。すごく預けにくいと思うんです。

(事務局) そうですね。おっしゃるとおり、乳児とか、2歳、3歳とかだと、乳児院と一緒に預かりできるんですけども、例えば、2歳と学齢児の6年生とかになった場合には、どうしてもばらばらになってしまいます。それができないから、どうしても近くの方とか、ご親戚の方とかに預ける、あるいは上の子だけ一緒にお連れになられたりといった形でご利用されています。その点は、おっしゃるとおり厳しいと思っております。済みません。

(委員) ありがとうございます。

(会長) もう1点、よろしゅうございますか。

(委員) 保育コンシェルジュについてお尋ねします。城南区子どもプラザでも保育コンシェルジュの方に月に1回来ていただいて、プラザの中に入っていただいて、お母さんはお子さんを遊ばせながら、保育や幼稚園のことについていろいろお尋ねできるという形で非常にご好評いただいているんですけども、保育コンシェルジュの方は区にお一人しかいらっしゃらないんです。ですから、ほんとうはしょっちゅう来ていただきたいんですけども、うちは月に1回が限度なんです。あと、10月から3月ぐらいは非常に彼女たちは繁忙期になるので、プラザに来ることができない季節が半年ぐらいあるんです。

お一人しかいらっしゃらないので難しいかと思うんですけども、できれば、保育コンシェルジュの方が持っていらっしゃる情報とか、ノウハウ、この幼稚園はこんな感じとか、こっちの幼稚園はこういう感じですよみたいなものについてパンフレットみたいにして個々につくられたものとかがあれば、それをこちらにいただいて、プラザのほうでこの幼稚園はこんな感じですよとお話することができると思っております。そういうのはいかがでしょうか。

(会長) どうでしょうか。どうぞ、お願いいたします。

(事務局) 貴重なご意見をありがとうございます。今、ご意見をいただきましたので、検討したいと思います。どうもありがとうございます。

(委員) 私も、個人的に城南区の保育コンシェルジュの方をお願いしたことがあるんで

す。ただ、保育園は全部きちんと情報が得られるけれども、幼稚園を全部回ったところ、幼稚園は個々それぞれ考え方が違っていて、この情報を皆さんには発信してほしくないと言われるところもあるみたいなんです。それで、難しいということを言われたんです。それを福岡市の権限で何とかなればと思っています。コンシェルジュの制度には非常に助かっているのです。

(会長) 何かございますか。どうぞ。

(事務局) 確かに、おっしゃったように、聞き取った情報で、対外的に印刷物として出しているものではありませんし、各幼稚園のご事情もあるので、そこら辺を勘案して、出せる範囲で検討したいと思います。

(会長) 保育コンシェルジュの充実と言いますか、そのところを書けるかどうかということでした。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、委員。

(委員) 個別のテーマになるかもしれないんですが、53ページに保育所・幼稚園での食育の推進という項目があります。これは、啓発活動的な部分で書いてあると思うんですが、今、保育現場のほうでよく聞くのは、給食の問題でいうと、アレルギー児がすごく増えているんです。福岡市でも毎年アンケートをとられていて、その実態は把握されていると思いますけれども、確実に増えていますし、重症化しています。重症化しているというか、アレルギーの種類が増えて、最近は、命にかかわるような感じで給食等に携わらなければいけないという、現場にそういう緊張感や危機感が非常にあります。アレルギー児の対応について、もう少しこの中でしっかり表記いただけるといいのではないかと思います。

そういったアレルギー対応の子が何人もいれば、いろいろと食材を分けて、別個のメニューでそれぞれに個別で調理したりするんです。その場合、非常に人手がかかりますし、かなり神経を使いながらやるケースがあります。そういうこともあるのかどうか知らないんですけれども、今、国のほうで公定価格について検討しているようです。この中で出てきているのは、栄養士の非常勤を設けてもいいという話で、嘱託費ですか、栄養士の非常勤に係る費用の予算化の動きも出てきているようです。そういうことですので、福岡市としてもアレルギーの子どもたちに対しては真剣に対応していただくようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(会長) これは、保育園に食を提供するようなところで、そこにかかわるものですね。学校教育ではされているみたいですが。

(委員) そうですね。人手の問題とか、そういったことになると思います。それと研修ですね。研修はやっていただいているんですけども、その辺の継続的な深い研修も含めていただければと思っております。これはお願いなんですけれども。

(会長) 何かここら辺について盛り込んだらいかがかということですね。わかりました。どうぞ。

(事務局) アレルギー児の状況ですが、今、委員が言われましたとおり、毎年2月に全保育所を対象に、アレルギー実態調査を実施しております。その中の一つの項目に食物アレルギーに関する調査項目がありますが、確かに食物アレルギー疾患の児童数が年々増えています。その対応等についての補助金は出していますが、年々増えてきている状況です。

もう一つ、命にかかわるということで、実態調査から、保育所でも5園でエピペン持参の乳幼児を保育しています。また、研修の実態から言いますと、平成24年度に集中的に年間4回、エピペンに関してだけの研修を行っております。エピペンについては、保育園に保護者が持ってきたら預かってくださいということで、園長や主任、保育士を中心に、誰でも扱えるような研修を集中的に平成24年度にやりました。その後においては、1年に1回ということで、今現在、取り組んでいます。

それと、食育の研修関係につきましても、今、委員が言われましたとおり、安全でおいしい食事の提供が一番大切でございますので、そういう研修もいろいろやらせていただいて、保育の質の確保に取り組んでおります。先ほど委員が言われましたけれども、国の公定価格の中に入ってくればと思っておりますので、そういう動向を注視してまいりたいと思っております。

(会長) 具体的には、52ページの(3)の下のほうに、その辺のところを少し盛り込んでいただくことができるといふことかもしれません。ご検討いただくということでお願いします。ほかにいかがですか。副会長、どうぞ。

(副会長) 済みません、別件なんですけれども、今まで育児のことにかかなり焦点が置かれてきたけれども、子どもを産み育てる女性にとって、産むまでの問題について重要化する必要があると思います。

47ページが一番初めの文言なんですけれども、「すべての子どもが健やかに生まれ育つよう、妊娠・出産期から」とありますけれども、ここでは遅いと思うんです。思春期からを入れていただければと思っております。皆様もご存じのように、思春期の性活動とかがきっちりしていないといけなくて、望まれない子どもたちというのが大きな問題になっております。そういう子どもたちについては育てることが大変難しい状況になっておりますので、思春期の健全性についても大きく取り上げなければ、後で大きな問題になっていくと思っております。ぜひ、文言とその内容、思春期の健全性について何か入れ込んでいただければと思います。

それから、51ページの「2、母と子の心と体の健康づくり」の「情報提供や相談事業の充実」というところです。今、児童虐待等の社会的な問題がかなり多くなっています。その中で不妊の女性たち、それからひとり親、そういった人たちが虐待しているということがあります。実母が、大体、原因の75%と言われております。そこで、ある産婦人科医が妊娠中の健診のときに、母親にそういう精神的なケア、それからチェックリストを毎回の診察のときに行っているんです。妊娠中に一番タイアップできるのは、私たち助産師とか、産科医ですので、そここのところを徹底して行って、母と子の愛情形成が妊娠期から築けるようにしていくような徹底性がほんとうに必要なのではないかと考えております。

それから、先週、日本助産学会が長崎市でありまして、こちらの九州医療センターの小児科の先生がご講演をしてくださいました。今、育児で一番大きな問題になっているのは、スマホで子育てをしている若い人たちがすごく多くなっているということなんです。スマホで子育てというのは、すごくいろんなアプリが入っていて、お母さん、お父さんが忙しいので、スマホで子どもを遊ばせていて、そこに親子の断絶ができています。それで、今、日本小児科学会では、メディアを使ったスマホでの育児を中止しましょうとPRしているんです。そういうのも福岡市が取り上げて、大々的に行うといいのではないかと考えております。特に、母親よりも、休暇中の父親に子どもを預けると、父親がスマホを見せて、スマホで育児をしているという現状が多いそうです。現状として、メディアがだんだん発達して、スマホのアプリで子育てもやろうとなっているんです。

また、アメリカの情報を見ますと、iPadで子どもを遊ばせていますので、子どもたちはこういった本を見ても、ページをめくれないそうです。タッチパネルを扱うようにページをめくろうとする状況になっていますので、絵本でも母親や父親がページをめくって、対話してお話をしてあげることが必要ではないかと考えています。大きな問題として取り上げられておりましたので、何かご参考になればということで、提案です。

(会長) それでは、第1点として、施策の方向性として妊娠・出産期からでは遅いので、むしろ、思春期からという明確な文言を入れたほうがいいのではないかというご提案です。どうぞ。

(事務局) おっしゃられるとおりで、思春期は非常に大事だと思っています。今も、保健師や助産師が学校を訪問させていただいたりさせていただいておまして、教育委員会とも連携しながらそこは引き続き取り組んでいきたいと思っています。ですから、思春期はほんとうに大事だと思っています。

それから、妊娠時期についてもほんとうに大事だと思っておまして、平成24年度から産婦人科と連携させていただいております。一番わかるのは助産師や産婦人科ですので、そちらでちょっと心配だというお母さんをキャッチしていただいて、保健師が訪問するという取り組みをさせていただいております。そこも充実していきたいと思っています。

それからスマホの件です。60ページの目標3になるんですけども、乳幼児健診とかでもたくさん見かけますので、非常に問題だと思っています。それで、現状と課題の下から4点目に、「乳幼児期からのメディアへの接触のあり方に対応していく必要があります」とあります。こちらも、乳幼児健診のときなどにそういったご案内をしていきたいと考えているところです。以上です。

(会長) ありがとうございます。

最後の件は目標3のほうで取り上げているということです。お願いします。

それでは、ほかに。委員、どうぞ。

(委員) 意見なんですけど、先ほどショートステイというものがあって、30%断っているという話がありました。それに対して、市がもっと責任を持ってやれる施設をつくっていきましょう、仕組みをつくっていきましょうという形で全体的にこの計画は立てられていて、市が全て責任を負いましょうという計画になっているんだと思います。

先ほどから私が言っているのは、子育て支援業みたいな企業とか、NPOとかがいろんな形でかかわっていく必要があるということです。特に、病児保育などは、突然、親が呼び出されて、誰も行けなくて、そこに誰か来てくれないといけないといった問題とかがあって、ニーズは個別にたくさんあると思うんです。そういったところについて市が全てはできないと思うので、子育て支援サービス業みたいなNPOや企業、企業はまさにそこにおられますけれども、たくさんできているので、そこの連携をやっていくことをもっと取り入れていいのではないかと思います。

連携をやるというのは、先ほどもベビーシッターの話を出しましたがけれども、ある程度、市が関与することによって、そこにきちんとした責任体制としての監視といったことが入っていくと、十全ではないけれども、かなり安心できる、次のサービスみたいなものができて、それが、子育てしていて何が起きるかわからないときに本当に必要なサービスではないかと私は思っています。自分の過去の経験からも、そういったときが一番大変で、そういったときに親戚とかがいない、地域社会でもすぐに預かってくれる人はいないというのが今のまちの現状だと思うんです。ですから、それを地域社会にとというのは理想論かもしれませんが、現実にもそういうことに対応するサービスが出てきていると思いますので、そこの連携をしっかりとやっていくことをどこかに方針として入れていただければと思います。要望です。

(会長) いかがですか。民活と言いますか、もっと多様なそういった団体と言いますか、そういうところの可能性についても考えていただくというご意見です。では、後で検討してください。どうぞ、委員。

(委員) 私も、実際、このようであつたらいいなとずっと温めていたものが何点かあります。

まず、保育園に保健室があつたらいいなと思ったんです。37度5分ぐらいになったら保育園から連絡が入ります。でも、お迎えに行くときすごく元気で、家に帰ってもずっと元気で、熱があつたのかなと思うと、家ではかると37度を切っていたりすることもあります。保育園に保健室とかがあつて、そこに必ず1人の看護師がいて、そこで一、二時間休めたら親が迎えに来れたりするんです。そういった場所の確保ができたらいいなと思うんです。私が行っていた保育園では、そういう場所を先生が確保してくださっていて、ちょっと休める場所があつたので、先生、2時間ごめんなさい、2時間あれば仕事が片づいて迎えに行けるからお願いしますと言って、預かってもらっていたことがありました。そういった場所が全保育園にあつたら助かると思いました。

それから、「い～な ふくおか・子ども週間」があるじゃないですか。そのときに、教育委員会とかと協力していただいて、授業参観のある日には親のどちらかが授業参観に行きましょうという日をつくっていただけたらと思いました。私は、何とか休みをとって子どもの授業参観には全部行くという目標を立てて子育てをやっていますので、行っていますけれども、行っている方たちはいつも同じ顔ぶれなんです。そうすると、子どもの中には来てもらえないお子さんがいて、その顔はどうしても寂しそうなんです。親子活動があつたりすると、周りのお母さんたちで声かけはするんだけど、来てもらえないお子さんはほんとうに寂しそうなんです。授業参観に行きましょう、そしたら、

学校とのつながりもできますし、学校への相談もしやすい体制ができるのではないかと
思いましたので、こういうものもひとつ盛り込んでいただけたら素敵だと思いました。

あと、今、悩んでいるお母さんたちがすごく多いと思いますけれども、悩んでいる度
合いがわからないところがあるんです。ここまでの悩みだったら保健師の方に相談した
ほうがいいのか、地域で悩んでいるお母さんがここに相談したほうがいいのかの
かと思う場合もあります。保健師の方たちを見ていると、ほんとうに日々忙しそう
で、1人で何人の悩んでいるお母さんたちを持っておられるのだろう、保健師の方
たちの体は大丈夫だろうかと心配になることが多々あります。今、悩んでいるお母
さんたちの幅が広がっているので、もう少しそういった相談に行っていたら体制が充
実して、お母さんの家に訪問していただける保健師の方の数、相談していただける
数が増えたらいいと思いました。

もう一つ、市のサポートについてです。私は、ファミリーサポートをやっていて、
数年前にファミリーサポートでかかわっていたお子さんが亡くなるということがありま
した。サポート中ではないんですが、その亡くなったときに、依頼しているお母さん
側のフォローはあったと思うんですけども、実際、預かっている側、半分、ボラン
ティアのような形でファミリーサポートで預かっている方のケアが悲しいことにな
ったんですね。大丈夫でしょう、何か言われたら相談には乗りますということで終
っていました。福岡市でやっている事業にも入っておりますので、実際にボラン
ティアする側、預かる側の支援が必要だと思います。自分がかかわっていたお子
さんが亡くなってしまうと、心の傷はすごく大きいんです。でも、その方に対する
声かけが全くない状況でした。ですから、そういったところでも、市がやっている
事業だからこそ、お互いの責任のもとという名はあっても、そういったフォロー
とか、全面的に支援します、助けますという体制をつくっていただくと、もっ
と地域でお子さんを預かってもらえる方が増えていくのではないかと
思いました。

この4点について、そういったことを検討していただく課題に上げていただけたら
と思います。よろしくをお願いします。

(会長) ありがとうございます。

4点、よろしゅうございますか。関係する事務局からお願いします。

(事務局) 保育所の関係です。先ほど保育所に保健室と言われましたが、保育所にお
いては、今、委員が言われたように医務室は設置義務となっています。そして、
今、言われた保育所は預かってくれたということですが、子どもさんの発熱につ
いては37度5分を基準にしています。これについて、それ以上の熱があったら、
とりあえず検温し

て、お茶等で水分補給して、30分後にまた37度5分以上あれば保護者に連絡して、発熱ですのでお迎えをとということになっております。結構、保護者の方は忙しいので、なかなかすぐには来れないことから、医務室は、大体、事務室の中にある保育所が多く、そこには主任と園長先生がおられますので、そこで預かっているという状況です。

(会長) 一つ目の保健室の問題については、各園にあるということですか。

どうぞ。

(事務局) 保健師の方の増員については我々も頑張っていきたいと思っております。

(委員) よろしくお願ひします。

(会長) それから、教育委員会の「い〜な ふくおか・子ども週間」ですか、このようなどころの授業参観の問題とかがありましたけれども。どうぞ、お願いいたします。

(事務局) こども未来局で、今、「い〜な ふくおか・子ども週間」というのをやっております。毎月1日から7日まで、少なくとも1日は子どもたちのために何かやりましようという運動です。現在、企業・地域で賛同していただいている数ですけれども、926企業に賛同していただいております。

委員ご提案の授業参観に行きましょうというのは教育委員会のほうにもお伝えして、検討したいと思っております。ありがとうございます。

(会長) それから、お母さんへの相談体制についてさまざまな対応があると思うんですけれども、それについてもう少し整理していただくといいと思うんです。3番目は、お母さんへの相談体制ということですよ。

(委員) お母さんの相談する場所はたくさんあると思うんですけれども、例えば、ボランティアをされている方に対して何かあったときの支援体制についてです。

(会長) 家庭訪問して相談することについて、保健師の方が忙しそうだとおられましたけれども、それは3番目ですか。

(委員) お子さんに対してとか、お母さんに対してはあるんです。済みません。ここでファミリーサポートセンター事業も入っているのだからなんですけれども。

(会長) なるほど。失礼しました。

(委員) 預かる側の方たちへの支援です。それがもっと充実したら、もっと預かっていただけの方とか、この事業をやってみようとか、お子さんを預かりたいとか、何か手伝おうかといった方が増えるのではないかと思うんです。でも、手伝ったけれども、何かあったときに何もフォローがない、何も責任をとってくれるところがないとなると心配で、なかなか会員になれないと言われている方も多いですので、そういったところの支援体制の構築していただけたらと思います。

(事務局) ファミリーサポートセンターについてです。確かに、事故が起こったときの補償の保険制度はございますけれども、そういったソフト面については、今、ご意見をいただきましたので、どういったことができるのか検討したいと思います。

(会長) 失礼いたしました。ありがとうございます。

委員、お願いします。

(委員) 今日いただいた子育て情報ガイドというのは、すごくしっかりとこまごました情報が網羅されていて、プラザでもいつも利用させていただいております。これは、先ほどお子さんが生まれた方には必ずお渡ししていますということでしたけれども、福岡市に転入された方には、こういうものについてももれなくきちんと転入先の窓口か何かでお渡しできるようになっているのでしょうか。

(会長) お願いいたします。

(事務局) これについては、転入世帯にもお配りしておりますし、主に児童手当を申請されるときに配布する形にしております。現在、2万6,000部配布させていただいております。

(委員) これがないんだけどという方は、例えば、区の支援課に行ったらもらえますよといったお返事でよろしいのでしょうか。

(事務局) はい。

(委員) あと、一つよろしいでしょうか。53ページの障がい児歯科健康診査事業についてです。これは歯科健診を委託歯科医療機関で実施ということなんですけれども、委託されている歯医者というのは、障がい児のことについて基本的な理解と知識があると理解してよろしいのでしょうか。それとも、障がい児が来たらお願いしますという程度なんでしょうか。

(会長) よろしく申し上げます。

(事務局) 障がい児の歯科健診については、福岡市の歯科医師会に市のほうから委託しておりまして、かかりつけ医をつくっていただくという目的でやっております。歯科医師会のほうで年に数回、登録医療機関の歯科医師を対象に障がい児についての研修等も行われております。

(委員) じゃあ、そちらに連れていくと、そちらの歯医者の方は基本的な知識と理解があると理解してよろしいのでしょうか。

(事務局) 登録の時点にもよりますが、登録された歯科医師に対しては定期的に専門的な研修を行っていただいております。

(委員) そうなんですね。ありがとうございます。

(会長) よろしゅうございますか。

ほかにはいかがですか。どうぞ、委員。

(委員) 大体、全般的に網羅されていて抜けがないような感じで書いてあって、受け答えもしっかりなさっていると思うんですが、一つだけ確認したいのと、一つは内容が違うのではないかと思います。

51ページの「母と子の心と体の健康づくり」の黒丸の1番目の「健康診査・指導、予防接種の推進」のところです。「感染症予防のため、予防接種を推進します」とさらっと書いてあるんですけれども、これは非常に重たい問題だと思うんです。福岡市としては、具体的に予防接種というのはどういった視点でされるのか。この問題については、風疹で難聴児が生まれるという問題で、この前から全国的に大きく問題になっています。そういうときは問題になるんですけれども、社会防疫機能としての予防接種というのは、それに対する事故等が発生するので、なかなか難しい問題だと思うんです。ですから、

「感染症予防のため、予防接種を推進します」とさらっと書いてあることについて、もう少し具体的にどのようなようになさるのか教えてください。

それから、右側の52ページの一番上の黒丸「学校等や地域における健康づくり」のところでは、学校等については書いてあるんですけども、地域における健康づくりについてはここに書いてありません。表題と中身が一致していないので、この辺は整合されたほうがいいのではないかと思います。

(会長) 2点です。一つは、予防接種のことについて。

どうぞ、お願いいたします。

(事務局) 1点目の予防接種の関係です。ご指摘のとおり、ここには感染症予防としてさらっと書かせていただいておりますけれども、具体的には、子どもさんですと小児用肺炎球菌等、公費助成をして、子どもさんの健康を守っていくことがここでは主眼になるべきだと考えてございます。そういった方向で関係課とも調整して、記載を検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

(会長) 2点目なんですけれども、52ページの「地域」の書き方について、定義が明確ではないのではないかとのご指摘です。

(事務局) その点については検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

(会長) そうですね。委員、ご検討いただくということでよろしゅうございましょうか。

(委員) はい。

(会長) それでは、どうぞ。

(副会長) 済みません、最後になりましたけれども、いろんな中で子どもの医療費の助成について書かれているんです。特に、56ページですけども、少しつけ加えていただけると、皆さん、よくわかるのではないかと思うんです。よろしく申し上げます。

(会長) 56ページのどの辺ですか。

(副会長) 子どもの医療費の助成に関してです。

(会長) 事業名について、中身を少し詳しくということですか。

(副会長) はい。

(会長) よろしゅうございますか。どうぞ、お願いいたします。

(事務局) 子ども医療費の助成の関係です。現在の福岡市の制度でございますが、通院が小学校就学前まで、それから、入院は平成23年1月に小学校6年生まで拡大したところですが、しかしながら、現在、各政令市の状況を見ますと、通院に関しましては、20政令市中、既に中学校3年生まで拡大しているところが7市、それから、小学校6年生までが1市、小学校3年生までが5市、小学校1年生までが2市、就学前が本市を含めて5市といった状況です。それから、入院につきましては、こちらも中学校3年生までが既に16市、小学校6年生までが本市を含めまして2市、小学校3年生までが1市、就学前までが1市となっております。制度の優劣に関しましては必ずしも対象年齢だけではございません。制度の仕組み全体の中でいろいろとございますので、なかなか優劣を比較することは難しゅうございますけれども、確かに、そういった意味では、福岡市は、ほかの都市と比べましても少し立ちおくれている状況です。

今現在、例えば、拡大したときにどれだけの財源が必要になるかといったところの試算等を行って、他都市が実施しております手法等も参考にしながら検討を進めている状況です。以上です。

(副会長) ありがとうございます。いずれ拡大という方向性で行こうということでしょうか。

(会長) 検討いただく課題だということですね。先ほどの調査にもありました。

(副会長) ありがとうございます。

(事務局) 現時点で、いつからというのはなかなか申し上げにくいんですけども、現在、内部的にはその方向で検討を進めているところです。以上です。

(会長) ありがとうございます。

それでは、予定された時間になりました。今日、何か特別に一言だけということがありますか。委員、どうぞ。

(委員) 済みません。47ページに「すべての子どもが健やかに生まれ育つ」という記載があります。今計画の中では、どうしても共働きの家庭とか、保育の欠けるところがかなり目立っておりますが、家庭で子育てされている母親、もしくは、その家庭に対する支援といったところにもしっかりと目が行き届くような言葉を入れるべきではないかと思えます。具体的に言うならば、家庭支援とか、働かなければならない方は働いていいし、そういうことに生きがいを持たれる方はそれでいいんです。ただし、子育てに生きがいを持って家庭でしっかり育てていらっしゃる母親もいらっしゃるわけですから、そういう方についても目を向けていただきたい。全ての「子ども」ではないんです。そういう方になかなか視点が集まっていなくて、目が向けられていないように思われますので、その辺のところをしっかりと踏まえて、どこかに明記していただければと思います。

(会長) ありがとうございます。

おそらく、49ページの(4)あたりを充実するということかと思えますけれども、今のようなご意見がございますので、またご検討いただきたいと思えます。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

(会長) 予定された時間になりました。皆さんから非常に活発なご議論をいただきまして、検討いただく課題も多いんですけれども、本日の審議はここまでにさせていただきたいと思えます。

また6月に予定されておりますので、その席でもまた残された課題を出していただければと思います。本日の審議はここまでとさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

では、事務局、お願いいたします。

(事務局) 会長、司会進行、どうもありがとうございました。

委員の皆様におかれましても活発な議論をしていただきまして、ほんとうにありがとうございました。

今日いただきましたご意見はしっかりと持ち帰って検討させていただきたいと思っております。

最後に事務連絡を申し上げます。本日の会議の内容につきましては、議事録を作成し、公表することといたしております。後日、議事録の確認をメールまたは郵送で皆様方にお送りさせていただきますので、中の確認をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、今後のスケジュールについてです。先ほど針塚会長からもおっしゃっていただきましたが、5月に審議会、そして、6月に第2回の専門委員会を予定しております。改めてご案内させていただきますので、その際は、スケジュールの確保をよろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、目標2、安心して生み育てられる環境づくり専門委員会の第1回の会議を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。